



金沢市公報

第2469号の2

平成16年(2004年)12月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (保健推進課)	1
市道の路線の認定について (生活道路整備課)	1
市道の路線の変更について (")	4
市道の区域の決定について (")	4
道路の供用の開始について (")	6
専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (")	8
都市計画の決定について (都市計画課)	9
平成8年告示第66号(道路のうち広告物等の表示等を禁止する区間の指定について)の一部改正について (まちなみ対策課)	9
平成8年告示第67号(道路及び鉄道等に接続する地域のうち広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について (")	9

公告	ページ
予防接種を行うことについて (2件) (駅西福祉保健センター)	10
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課)	11
地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	11
建築基準法の規定に基づく道路の指定について (建築指導課)	12
開発行為に関する工事の完了について (")	12
監査公表	
監査公表(第38号) (監査事務局)	12
消防本部公告	
消防車のサイレンの使用について(消防総務課)	18

告 示

●金沢市告示第306号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第1項の規定により告示します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
三千館薬局	金沢市高尾台1丁目87番地	小倉 敏明	平成16年12月1日
きたばやし医院	金沢市笠舞1丁目23番40号	北林 一男	平成16年12月7日

●金沢市告示第307号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年12月21日から平成17年1月5日まで一般の縦覧に供します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
590	準幹線588号専光寺・打木線	専光寺町 打木町	レ 西 3番1先から 449番1先まで
1144	北安江1丁目線14号	七ツ屋町 金沢駅北土地区画整理事業地内	又 15街区 26番15先から 5番 先まで
1162	北安江4丁目線22号	北安江4丁目 北安江4丁目	1620番1先から 1620番4先まで
1320	小立野5丁目線7号	旭町3丁目 小立野5丁目	655番 先から 234番 先まで
1323	柿木畠線1号	柿木畠 柿木畠	1番 先から 1番 先まで
1606	泉野町1丁目線12号	泉野町1丁目 泉野町1丁目	394番2先から 394番8先まで
3118	安原18号みどり1丁目線18号	安原中央土地区画整理事業地内 安原中央土地区画整理事業地内	125街区 9番 先から 125街区19-3番 先まで
3121	安原21号中屋町西線28号	安原中央土地区画整理事業地内 安原中央土地区画整理事業地内	57街区 5番 先から 57街区 3番 先まで
3121	安原21号中屋町西線29号	安原中央土地区画整理事業地内 安原中央土地区画整理事業地内	58街区 7番 先から 58街区 2番 先まで
3223	大徳23号松村7丁目線15号	松村7丁目 松村7丁目	50番1先から 50番4先まで
3223	大徳23号松村7丁目線16号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	3街区 6番 先から 3街区 7番 先まで
3223	大徳23号松村7丁目線17号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	4街区 1番 先から 4街区 12番 先まで
3223	大徳23号松村7丁目線18号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	20街区 6番 先から 20街区8-2番 先まで
3223	大徳23号松村7丁目線19号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	21街区 1番 先から 21街区 9番 先まで
3242	大徳42号松村3丁目線1号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	18街区3-1番 先から 18街区 5番 先まで
3242	大徳42号松村3丁目線2号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	32街区 4番 先から 32街区 8番 先まで
3242	大徳42号松村3丁目線3号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	31街区 1番 先から 31街区 5番 先まで
3242	大徳42号松村3丁目線4号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	33街区 1番 先から 31街区 6番 先まで
3242	大徳42号松村3丁目線5号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	30街区 1番 先から 30街区 6番 先まで
3242	大徳42号松村3丁目線6号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	57街区 8番 先から 30街区 7番 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線1号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	5街区10-2番 先から 6街区 5番 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線2号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	6街区 10番 先から 6街区 1番 先まで

3243	大徳43号松村4丁目線3号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	7街区 14街区	12番 1番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線4号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	7街区 7街区6-2番	1番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線5号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	12街区 11街区	12番 6番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線6号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	10街区 11街区	10番 8番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線7号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	12街区1-1番 13街区	1番 6番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線8号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	12街区 12街区	5番 6番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線9号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	16街区 18街区	1番 1番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線10号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	17街区1-1番 17街区	1番 2番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線11号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	17街区 17街区	2番 3番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線12号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	22街区1-1番 21街区	1番 9番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線13号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	24街区 24街区	1番 11番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線14号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	23街区 24街区	11番 12番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線15号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	26街区 25街区	1番 14番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線16号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	27街区 27街区6-1番	10番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線17号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	27街区5-2番 28街区	2番 5番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線18号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	25街区 25街区	1番 14番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線19号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	29街区 29街区	1番 7番	先から 先まで
3243	大徳43号松村4丁目線20号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	56街区 55街区	1番 1番	先から 先まで
3244	大徳44号松村町線	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	2街区 19街区	1番 8番	先から 先まで
3506	弓取6号三ツ屋町線19号	三ツ屋町 三ツ屋町	イ イ	13番5 13番3	先から 先まで
3506	弓取6号三ツ屋町線20号	三ツ屋町 三ツ屋町	イ イ	10番3 10番6	先から 先まで
3515	弓取15号諸江町中丁線18号	諸江町 諸江町	中丁 中丁	130番6 130番11	先から 先まで
3515	弓取15号諸江町中丁線19号	諸江町 諸江町	中丁 中丁	524番 535番	先から 先まで

3515	弓取15号諸江町中丁線20号	諸江町 諸江町	中丁 中丁	542番 1先から 542番 2先まで	
3618	戸板18号二口町線21号	二口町 二口町	口 口	55番 1先から 55番 3先まで	
3927	額27号四十万町南線12号	四十万町 四十万町	い い	32番 7先から 32番 3先まで	
4021	三馬21号泉本町 6丁目線 4号	泉本町 6丁目 泉本町 6丁目		79番 先から 78番 先まで	
4041	三馬41号泉本町 7丁目線 2号	泉本町 7丁目 泉本町 7丁目		10番24先から 10番71先まで	
4041	三馬41号泉本町 7丁目線 3号	泉本町 7丁目 泉本町 7丁目		10番40先から 10番46先まで	
4041	三馬41号泉本町 7丁目線 4号	泉本町 7丁目 泉本町 7丁目		10番51先から 10番56先まで	
4041	三馬41号泉本町 7丁目線 5号	泉本町 7丁目 泉本町 7丁目		10番62先から 10番66先まで	
4116	米丸16号黒田 1丁目線24号	黒田 1丁目 黒田 1丁目		206番 5先から 206番 7先まで	
5042	森本42号今町線14号	今町 今町	ヨ 夕	26番 6先から 209番 7先まで	

●金沢市告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年12月21日から平成17年1月5日まで一般の縦覧に供します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
540	旧	準幹線540号松村町線	松村1丁目 1番 先から 松村2丁目 77番 先まで	
	新		松村1丁目 1番 先から 松村第二土地区画整理事業地内 30街区 7番 先まで	
3207	旧	大徳7号松村町線	松村5丁目 87番 先から 松村4丁目 167番 先まで	
	新		松村5丁目 87番 先から 松村第二土地区画整理事業地内 13街区 7番 先まで	

●金沢市告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年12月21日から平成17年1月5日まで一般の縦覧に供します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	準幹線540号松村町線	15.7 ~ 22.5	817(7)

一般市道	準幹線588号専光寺・打木線	8.8 ~ 9.5	2,400
一般市道	北安江1丁目線14号	8.5	22
一般市道	北安江4丁目線22号	6.0	35
一般市道	小立野5丁目線7号	3.7 ~ 12.6	292
一般市道	柿木畠線1号	2.3	42
一般市道	泉野町1丁目線12号	6.0	79
一般市道	安原18号みどり1丁目線18号	6.0	56
一般市道	安原21号中屋町西線28号	6.2 ~ 9.4	70
一般市道	安原21号中屋町西線29号	6.0 ~ 6.2	83
一般市道	大徳7号松村町線	3.8 ~ 13.0	791(6)
一般市道	大徳23号松村7丁目線15号	6.0	35
一般市道	大徳23号松村7丁目線16号	6.0	40
一般市道	大徳23号松村7丁目線17号	8.0	172
一般市道	大徳23号松村7丁目線18号	6.0	51
一般市道	大徳23号松村7丁目線19号	6.0	126
一般市道	大徳42号松村3丁目線1号	6.0	38
一般市道	大徳42号松村3丁目線2号	6.0	64
一般市道	大徳42号松村3丁目線3号	6.0	73
一般市道	大徳42号松村3丁目線4号	6.0	122
一般市道	大徳42号松村3丁目線5号	6.0	95
一般市道	大徳42号松村3丁目線6号	6.0 ~ 22.0	127
一般市道	大徳43号松村4丁目線1号	6.0 ~ 9.3	190
一般市道	大徳43号松村4丁目線2号	6.0	33
一般市道	大徳43号松村4丁目線3号	8.5 ~ 9.0	239
一般市道	大徳43号松村4丁目線4号	6.0	81
一般市道	大徳43号松村4丁目線5号	6.0	133
一般市道	大徳43号松村4丁目線6号	6.0	99
一般市道	大徳43号松村4丁目線7号	6.0	136
一般市道	大徳43号松村4丁目線8号	6.0	36
一般市道	大徳43号松村4丁目線9号	7.5	96
一般市道	大徳43号松村4丁目線10号	6.0	39
一般市道	大徳43号松村4丁目線11号	3.9	37
一般市道	大徳43号松村4丁目線12号	6.3	76
一般市道	大徳43号松村4丁目線13号	6.0	141
一般市道	大徳43号松村4丁目線14号	6.0	77
一般市道	大徳43号松村4丁目線15号	13.0	83
一般市道	大徳43号松村4丁目線16号	6.0	89
一般市道	大徳43号松村4丁目線17号	5.5	101
一般市道	大徳43号松村4丁目線18号	6.0	181
一般市道	大徳43号松村4丁目線19号	6.0	120
一般市道	大徳43号松村4丁目線20号	7.9 ~ 8.6	101
一般市道	大徳44号松村町線	16.0 ~ 17.0	591
一般市道	弓取6号三ツ屋町線19号	5.0	28
一般市道	弓取6号三ツ屋町線20号	5.0	26
一般市道	弓取15号諸江町中丁線18号	6.0	98
一般市道	弓取15号諸江町中丁線19号	6.1	30
一般市道	弓取15号諸江町中丁線20号	6.1	19

一般市道	戸板18号二口町線21号	5.0	25
一般市道	額27号四十万町南線12号	6.0 ~ 12.0	41
一般市道	三馬21号泉本町6丁目線4号	4.5 ~ 6.2	162
一般市道	三馬41号泉本町7丁目線2号	6.0	285
一般市道	三馬41号泉本町7丁目線3号	6.0	78
一般市道	三馬41号泉本町7丁目線4号	6.0	69
一般市道	三馬41号泉本町7丁目線5号	6.0	58
一般市道	米丸16号黒田1丁目線24号	5.5	29
一般市道	森本42号今町線14号	6.0	71

●金沢市告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年12月21日から平成17年1月5日まで一般の縦覧に供します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
準幹線540号松村町線	松村1丁目 松村第二土地区画整理事業地内 30街区	1番 先から 7番 先まで 平成16年12月27日
準幹線588号専光寺・打木線	専光寺町 打木町	レ 西 3番 1先から 449番 1先まで 平成16年12月21日
北安江1丁目線14号	七ツ屋町 金沢駅北土地区画整理事業地内 15街区	又 26番15先から 5番 先まで "
北安江4丁目線22号	北安江4丁目 北安江4丁目	1620番 1先から 1620番 4先まで "
小立野5丁目線7号	旭町3丁目 小立野5丁目	655番 先から 234番 先まで "
柿木畠線1号	柿木畠 柿木畠	1番 先から 1番 先まで "
泉野町1丁目線12号	泉野町1丁目 泉野町1丁目	394番 2先から 394番 8先まで "
安原18号みどり1丁目線18号	安原中央土地区画整理事業地内 125街区 安原中央土地区画整理事業地内 125街区19 - 3番	9番 先から 3番 先まで "
安原21号中屋町西線28号	安原中央土地区画整理事業地内 57街区 安原中央土地区画整理事業地内 57街区	5番 先から 3番 先まで "
安原21号中屋町西線29号	安原中央土地区画整理事業地内 58街区 安原中央土地区画整理事業地内 58街区	7番 先から 2番 先まで "
大徳7号松村町線	松村5丁目 松村第二土地区画整理事業地内 13街区	87番 先から 7番 先まで 平成16年12月27日
大徳23号松村7丁目線15号	松村7丁目 松村7丁目	50番 1先から 50番 4先まで "
大徳23号松村7丁目線16号	松村第二土地区画整理事業地内 3街区 松村第二土地区画整理事業地内 3街区	6番 先から 7番 先まで "
大徳23号松村7丁目線17号	松村第二土地区画整理事業地内 4街区 松村第二土地区画整理事業地内 4街区	1番 先から 12番 先まで "

大徳23号松村7丁目線18号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	20街区 6番 20街区 8-2番	先から 先まで	〃
大徳23号松村7丁目線19号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	21街区 1番 21街区 9番	先から 先まで	〃
大徳42号松村3丁目線1号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	18街区 3-1番 18街区 5番	先から 先まで	〃
大徳42号松村3丁目線2号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	32街区 4番 32街区 8番	先から 先まで	〃
大徳42号松村3丁目線3号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	31街区 1番 31街区 5番	先から 先まで	〃
大徳42号松村3丁目線4号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	33街区 1番 31街区 6番	先から 先まで	〃
大徳42号松村3丁目線5号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	30街区 1番 30街区 6番	先から 先まで	〃
大徳42号松村3丁目線6号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	57街区 8番 30街区 7番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線1号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	5街区10-2番 6街区 5番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線2号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	6街区 10番 6街区 1番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線3号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	7街区 12番 14街区 1番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線4号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	7街区 1番 7街区 6-2番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線5号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	12街区 12番 11街区 6番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線6号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	10街区 10番 11街区 8番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線7号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	12街区 1-1番 13街区 6番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線8号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	12街区 5番 12街区 6番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線9号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	16街区 1番 18街区 1番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線10号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	17街区 1-1番 17街区 2番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線11号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	17街区 2番 17街区 3番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線12号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	22街区 1-1番 21街区 9番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線13号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	24街区 1番 24街区 11番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線14号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	23街区 11番 24街区 12番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線15号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	26街区 1番 25街区 14番	先から 先まで	〃

大徳43号松村4丁目線16号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	27街区 27街区6-1番	10番 先から 先まで	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線17号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	27街区5-2番 28街区	5番 先から 先まで	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線18号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	25街区 25街区	1番 14番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線19号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	29街区 29街区	1番 7番	先から 先まで	〃
大徳43号松村4丁目線20号	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	56街区 55街区	1番 1番	先から 先まで	〃
大徳44号松村町線	松村第二土地区画整理事業地内 松村第二土地区画整理事業地内	2街区 19街区	1番 8番	先から 先まで	〃
弓取6号三ツ屋町線19号	三ツ屋町 三ツ屋町	イ イ	13番5 13番3	先から 先まで	平成16年12月21日
弓取6号三ツ屋町線20号	三ツ屋町 三ツ屋町	イ イ	10番3 10番6	先から 先まで	〃
弓取15号諸江町中丁線18号	諸江町 諸江町	中丁 中丁	130番6 130番11	先から 先まで	〃
弓取15号諸江町中丁線19号	諸江町 諸江町	中丁 中丁	524番 535番	先から 先まで	〃
弓取15号諸江町中丁線20号	諸江町 諸江町	中丁 中丁	542番1 542番2	先から 先まで	〃
戸板18号二口町線21号	二口町 二口町	口 口	55番1 55番3	先から 先まで	〃
額27号四万町南線12号	四万町 四万町	い い	32番7 32番3	先から 先まで	〃
三馬21号泉本町6丁目線4号	泉本町6丁目 泉本町6丁目		79番 78番	先から 先まで	〃
三馬41号泉本町7丁目線2号	泉本町7丁目 泉本町7丁目		10番24 10番71	先から 先まで	〃
三馬41号泉本町7丁目線3号	泉本町7丁目 泉本町7丁目		10番40 10番46	先から 先まで	〃
三馬41号泉本町7丁目線4号	泉本町7丁目 泉本町7丁目		10番51 10番56	先から 先まで	〃
三馬41号泉本町7丁目線5号	泉本町7丁目 泉本町7丁目		10番62 10番66	先から 先まで	〃
米丸16号黒田1丁目線24号	黒田1丁目 黒田1丁目		206番5 206番7	先から 先まで	〃
森本42号今町線14号	今町 今町	ヨ 夕	26番6 209番7	先から 先まで	〃

●金沢市告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第3項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

1 指定する道路の路線名

小立野5丁目線7号
 柿木畠線1号
 大徳43号松村4丁目線11号

2 指定する期日
 平成16年12月21日

●金沢市告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦 覧 場 所	備 考
金 沢 都 市 計 画 地 区 計 画	金沢市桂町、寺中町、畝田西3丁目及び 畝田西4丁目の各一部	金沢市都市整備部 都市計画課	木曳野地区地区計画

●金沢市告示第313号

平成8年告示第66号（道路のうち広告物等の表示等を禁止する区間の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から効力を有するものとします。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

表中 「 9 市道1級幹線126号戸水町線の全線区間 」 を

9 市道1級幹線126号戸水町線の全線区間	に改める。
10 一般国道8号金沢東部環状道路のうち、今町ホ31番1先から月浦町乙30番先までの区間	
11 一般国道304号線のうち、堅田町甲172番先から不動寺町ホ2番2先までの区間	
12 市道1級幹線123号問屋・松寺線のうち、松寺町丑27番1先から松寺町未59番4先までの区間	

●金沢市告示第314号

平成8年告示第67号（道路及び鉄道等に接続する地域のうち広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から効力を有するものとします。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

表中 「 12 市道1級幹線126号戸水町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域 」 を

12 市道1級幹線126号戸水町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	
13 一般国道8号金沢東部環状道路のうち、今町ホ31番1先から月浦町乙30番先までの区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	

14 高速自動車国道北陸自動車道森本インターチェンジの連結路（本線と一般道を連結する道路の区間）のうち、別添図面に示す区間の道路の境界線から両側100メートル以内の地域	に改める。
15 一般国道304号線のうち、堅田町甲172番先から不動寺町ホ 2 番 2 先までの区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	
16 市道 1 級幹線123号問屋・松寺線のうち、松寺町丑 27番 1 先から松寺町末59番 4 先までの区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予 防 接 種 の 対 象 者 の 範 囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者	平成16年12月21日から 平成17年 3 月31日まで	別表のとおり
三 種 混 合 (ジフテリア、破傷風及び百日せき)	生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者		
二 種 混 合 (ジフテリア及び破傷風)			
風 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジ フ テ リ ア 2 期 (ジフテリア及び破傷風)	11歳以上13歳未満の者		
日 本 脳 炎 1 期	生後36月から生後90月に至るまでの間にある者		
日 本 脳 炎 2 期	9 歳以上13歳未満の者		
日 本 脳 炎 3 期	14歳以上16歳未満の者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		実施する予防接種の種類
	医 療 機 関 名	所 在 地	
林 研 至	川北温泉クリニック	能美郡川北町壱ツ屋195番地	麻しん、三種混合、二種混合、風しん、ジフテリア2期、日本脳炎1・2・3期

久藤美保 山崎治幸	金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	麻しん、三種混合、風しん、 日本脳炎1・2・3期
--------------	---------	---------------	-----------------------------

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う場所及び期間、予防接種の種類並びに予防接種の対象者の範囲

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		予防接種を行う期間	予防接種の種類	予防接種の対象者の 範囲
	医療機関名	所在地			
北林一男	きたばやし 医院	金沢市笠舞1 丁目23番40号	平成16年12月21日から同月 31日まで ただし、平成16年12月21日 から同月31日までに65歳に なる者及び心臓、じん臓、 呼吸器の機能又はヒト免疫 不全ウイルスによる免疫の 機能に障害を有する者とし て予防接種法施行規則（昭 和23年厚生省令第36号）第 2条の2に規定するものの うち同月21日から同月31日 までに60歳になる者につい ては、接種期間の終期を平 成17年1月11日とする。	インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未 満の者であって、 心臓、じん臓、呼 吸器の機能又はヒ ト免疫不全ウイル スによる免疫の機 能に障害を有する 者として予防接種 法施行規則第2条 の2に規定するも の

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
49	株式会社 クリーンテックサービス	金沢市専光寺町レ4番地13	平成16年12月9日

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成16年12月22日から平成17年1月11日まで金沢市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成16年12月22日から平成17年1月18日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地 区 計 画	松村第二地区地区計画	金沢市松村町の一部	別図(登載省略)のとおり

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路として、平成16年12月10日に次のとおり指定したので公告します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	道 路 と し て 指 定 し た 区 間			
	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般国道157号線	金沢市野町1丁目2番先	金沢市野町2丁目43番1先	22.0	180.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成16年12月21日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市北森本町口1番2、2番及び観法寺町い154番4	金沢市北森本町ル35番地 森田 信安 森田 知明
金沢市畝田東2丁目25番	金沢市畝田中2丁目219番地 土肥 幸士
金沢市直江町イ61番1	金沢市南新保町口59番地 八十嶋 清
金沢市福久町ト29番1	金沢市横枕町イ37番地1 神尾 辰憲

2

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市諸江町下丁209番1及び209番3から209番6まで	道路 金沢市諸江町下丁209番1	金沢市諸江町上丁581番地2 中部日本開発株式会社 代表取締役 安田 勇作
金沢市間明町2丁目80番1から80番4まで及び83番1から83番4まで	道路 金沢市間明町2丁目80番4及び83番4	金沢市間明町2丁目194番地 有限会社 東山地所 代表取締役 荒矢 勇三
金沢市間明町2丁目90番1から90番11まで	道路 金沢市間明町2丁目90番4	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社 第一地所 代表取締役 山岸 宏

監 査 公 表

●金沢市監査公表第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成16年12月21日

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

1 監査対象の団体名、所在地及び所管部課

団 体 名	所 在 地	所 管 部 課
財団法人 金沢市福祉サービス公社	金沢市芳斉2丁目3番28号	福祉保健部長寿福祉課

2 監査を執行した監査委員

近藤義昭、中島秀雄、澤飯英樹、出石輝夫

3 監査の範囲

平成15年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた平成14年度の実務を含む。）

4 監査の期間

平成16年8月23日から同年12月6日まで

5 監査の方法

監査は、財団法人金沢市福祉サービス公社（以下「福祉サービス公社」という。）の事業の運営が出資目的に沿って行われているか、補助金等に係る収支の会計経理は適正かどうか又は公の施設の管理委託に係る事務が適正かどうかを主眼として、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、事業の実施状況、経営成績、財政状態及び経理状況並びに財産の管理及び運用状況についての精査を行うとともに、関係帳票の照合、通査及び関係職員からの説明聴取により、出納その他の事務の合规性について行った。

6 監査の対象とした主な帳票類

(1) 団体

収入伝票、支払伝票、振替伝票、総勘定元帳、補助簿、決算書類、寄附行為、会計規程

(2) 所管課

支出負担行為伺書、補助金交付申請書、補助事業実績報告書、委託契約書、委託事業結果報告書、出捐証

7 監査の結果等

監査団体の監査の概要は、次のとおりである。

財団法人 金沢市福祉サービス公社

1 福祉サービス公社の概要

(1) 設立目的

福祉サービス公社は、援護を要する高齢者、心身障害者等に対して在宅福祉サービスを提供し、併せて在宅福祉活動の推進及び関係機関との相互連携による地域福祉の進展を図り、よって高齢者、心身障害者等の基本的人権を擁護しつつ、ノーマライゼーションの具現化に寄与することを目的として、平成2年2月19日に石川県知事の許可を受けて設立されたものである。

(2) 本市との関係

ア 基本金の出資

本市は、財団の設立に際して、基本金2,000万円の全額を出資している。

イ 補助金の交付

本市は、福祉サービス公社運営費補助金として、事務局経費、福祉施設管理運営職員費及び自主事業経費に対して、15年度は90,750,538円を交付している。

ウ 公の施設の管理委託

本市は、金沢市老人福祉センター条例ほか3条例の規定に基づき、福祉センター、福祉作業センター、生きがい情報作業センター及び障害者高齢者体育館の公の施設の管理を委託しており、15年度は174,755,571円を支出している。

エ 16年7月末における職員数は7名であり、そのうち本市派遣職員は3名である。

2 事業の実施状況

平成15年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(一般会計)

(単位：円)

事業名		内 容	事業費																
受 託	訪問介護サービス	1 生活支援員派遣 利用者 3名 派遣時間 146時間 2 難病訪問介護員派遣 利用者 1名 派遣時間 32時間 3 寡婦・ひとり親家庭訪問介護員派遣 利用者 3名 派遣時間 320時間 4 精神障害者訪問介護員派遣 利用者 11名 派遣時間 917時間 5 産褥期ヘルパー派遣 利用者 37名 派遣時間 476時間	3,008,098																
	お年寄り介護相談センター	年間相談件数 410件	4,264,000																
	シルバーハウジングサービス	市営額新町住宅 27世帯 市営八日市住宅 20世帯 計 47世帯	7,205,963																
事 業	福祉施設管理運営	1 老人福祉センター管理運営 ・管理施設数 4施設 ・施設利用者数 225,708人 <table border="1" data-bbox="673 936 1182 1099"> <tr><td>千</td><td>寿</td><td>閣</td><td>49,562人</td></tr> <tr><td>万</td><td>寿</td><td>苑</td><td>52,944人</td></tr> <tr><td>松</td><td>寿</td><td>荘</td><td>58,025人</td></tr> <tr><td>鶴</td><td>寿</td><td>園</td><td>65,177人</td></tr> </table> 2 福祉作業センター管理運営 ・管理施設数 2施設 ・施設利用者数 9,465人 3 生きがい情報作業センター管理運営 ・管理施設数 3施設 ・施設利用者数 14,893人 4 障害者高齢者体育館管理運営 ・管理施設数 1施設 ・施設利用者数 34,100人	千	寿	閣	49,562人	万	寿	苑	52,944人	松	寿	荘	58,025人	鶴	寿	園	65,177人	259,129,458
	千	寿	閣	49,562人															
万	寿	苑	52,944人																
松	寿	荘	58,025人																
鶴	寿	園	65,177人																
自 主 事 業	外出援助サービス	年間利用件数 8件	31,543																
	留守宅管理サービス	年間利用件数 1件	4,113																
	福祉人材養成	1 福祉人材養成事業 ・2級訪問介護員養成研修 年2回 49人 ・公社だよりの発行 年2回 3,500部 2 介護支援専門員養成事業 ・資格取得に対する補助 対象者 4人	1,028,335																
管理費	事務局費	職員費等	17,859,967																
合		計	292,531,477																

(特別会計)

(単位：円)

事業名		内 容	事業費	
介護 保 険 事 業	居 宅 介 護 支 援	介護サービス計画年間作成数 7,301件	44,465,564	
	訪 問 介 護	年間利用時間数 95,190時間	173,836,765	
	通 所 介 護	通所介護サービス施設 ・施設数 6施設 ・施設利用者数 21,345人		183,098,414
		デイサービスセンター玉川苑	4,744人	
		デイサービスセンター松寿荘	3,296人	
デイサービスセンター鶴寿園		3,276人		
デイサービスセンター駅西苑		5,170人		
デイサービスセンター泉野苑	2,217人			
デイサービスセンター元町苑	2,642人			
痴 呆 対 応 型 共 同 生 活 介 護	年間サービス利用件数 2,013件	14,586,834		
支 援 費 事 業	居 宅 介 護	障害者訪問介護員派遣事業 年間派遣時間 21,466時間	38,426,983	
	通 所 介 護 サ ー ビ ス	障害者通所サービス施設 (泉野苑) 施設利用者数 3,147人	31,479,159	
自 主 事 業	福 祉 人 材 養 成	2級訪問介護員養成研修実施ほか	694,253	
	そ の 他 の 自 主 事 業	外出援助サービスほか	82,138	
固 定 資 産 取 得 支 出		什器備品取得ほか	295,365	
特 定 預 金 支 出		減価償却引当金支出	8,369,000	
管 理 費	事 務 局 費	職員費等	66,950,085	
合 計			562,284,560	

3 経営成績

平成15年度の収支状況を前年度と比べると、次のとおりである。

(一般会計)

(単位：円)

科 目	平成15年度	平成14年度	増 減
収入の部			
基本財産運用収入	-	8,006	8,006
事業収入	201,098,978	287,188,647	86,089,669
受託事業収入	200,845,678	285,185,697	84,340,019
訪問介護サービス	2,985,075	64,876,943	61,891,868
通所介護サービス	-	29,248,440	29,248,440
お年寄り介護相談センター	4,264,000	4,760,000	496,000
シルバーハウジングサービス	7,168,624	4,052,019	3,116,605
福祉施設管理運営	186,427,979	182,248,295	4,179,684
自主事業収入	238,000	170,000	68,000
利用料収入	15,300	1,832,950	1,817,650
補助金等収入	90,750,538	106,006,077	15,255,539
雑収入	681,961	853,794	171,833

当期収入合計	292,531,477	394,056,524	101,525,047
前期繰越収支差額	-	-	-
収入合計	292,531,477	394,056,524	101,525,047
支出の部			
事業費	274,671,510	349,861,189	75,189,679
受託事業費	273,607,519	347,600,482	73,992,963
訪問介護サービス	3,008,098	49,425,118	46,417,020
通所介護サービス	-	31,154,144	31,154,144
お年寄り介護相談センター	4,264,000	4,760,000	496,000
シルバーハウジングサービス	7,205,963	4,073,625	3,132,338
福祉施設管理運営	259,129,458	258,187,595	941,863
自主事業費	1,063,991	2,260,707	1,196,716
管理費	17,859,967	35,695,335	17,835,368
固定資産取得支出	-	8,500,000	8,500,000
当期支出合計	292,531,477	394,056,524	101,525,047
当期収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

(注) 訪問介護サービス及び通所介護サービスの収・支の減少は、支援費制度の導入に伴い、同事業が特別会計へ移行したことによる。

4 財政状態

平成15年度の財政状態を前年度と比べると、次のとおりである。

(一般会計)

(単位：円)

科 目	平成15年度	平成14年度	増 減	科 目	平成15年度	平成14年度	増 減
(資産の部)				(負債の部)			
1 流動資産	41,918,758	46,291,830	4,373,072	1 流動負債	41,918,758	46,291,830	4,373,072
(1) 現金預金	40,659,437	41,618,860	959,423	(1) 未 払 金	23,147,946	27,559,794	4,411,848
(2) 未 収 金	1,259,321	4,672,970	3,413,649	(2) 預 り 金	18,770,812	18,732,036	38,776
				負債合計	41,918,758	46,291,830	4,373,072
2 固定資産	23,540,773	24,325,888	785,115	(正味財産の部)			
基本財産	20,000,000	20,000,000	0	1 正味財産	24,335,390	33,909,745	9,574,355
(1) 定期預金	20,000,000	20,000,000	0	(1) うち基本金	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
その他固定資産	3,540,773	4,325,888	785,115	(2) うち当期正味財産増減額	(9,574,355)	(7,425,645)	(17,000,000)
3 繰延資産	794,617	9,583,857	8,789,240	正味財産合計	24,335,390	33,909,745	9,574,355
資産合計	66,254,148	80,201,575	13,947,427	負債及び正味財産合計	66,254,148	80,201,575	13,947,427

5 補助金の交付状況

平成15年度における補助金の交付状況は、次のとおりである。

(単位：円)

名 称	補助対象経費	補助金交付額
福祉サービス公社運営費補助	91,172,300	90,750,538

6 公の施設の管理状況

(1) 管理体制

ア 老人福祉センター（4施設）

福祉サービス公社の職員として、1施設当たり、館長（兼務）、施設職員3名、臨時職員1名の体制で管理している。

イ 福祉作業センター（2施設）

同様に、所長（兼務）、施設職員1名（兼務）の体制で管理している。

ウ 生きがい情報作業センター（3施設）

同様に、館長、臨時職員2名の体制で管理している。

エ 障害者高齢者体育館（1施設）

同様に、館長（兼務）、施設職員2名、臨時職員1名の体制で管理しているほか、管理補助職員として、社団法人金沢市シルバー人材センターから毎日1名～2名の派遣を受けている。

(2) 利用状況

施設の利用状況の推移は、次のとおりである。

老人福祉センター

(単位：人)

施設			年度	11	12	13	14	15
千	寿	閣		60,337	58,532	55,511	53,637	49,562
万	寿	苑		54,839	54,952	52,879	52,714	52,944
松	寿	荘		62,940	60,545	59,657	59,936	58,025
鶴	寿	園		60,594	63,521	67,029	64,080	65,177

福祉作業センター

(単位：人)

施設			年度	11	12	13	14	15
福祉作業センター (年間登録者数)				48	48	48	47	45

生きがい情報作業センター

(単位：人)

施設			年度	11	12	13	14	15
生きがい情報作業センター				2,579	5,295	7,459	10,656	14,893

障害者高齢者体育館

(単位：人)

施設			年度	11	12	13	14	15
障害者高齢者体育館				29,620	34,263	33,787	32,729	34,100

(3) 使用料の徴収状況

施設の使用料の徴収状況の推移は、次のとおりである。

老人福祉センター（特別室使用料）

(単位：円)

施設			年度	11	12	13	14	15
千	寿	閣		31,800	27,600	20,400	13,200	8,400
万	寿	苑		50,400	45,000	40,800	30,000	27,600
松	寿	荘		89,400	81,600	61,200	48,000	53,400
鶴	寿	園		103,800	144,600	123,000	119,400	64,200

障害者高齢者体育館（障害者等以外の者に使用させる場合の使用料）

(単位：円)

施設 \ 年度	11	12	13	14	15
障害者高齢者体育館	41,280	38,520	55,820	28,800	17,960

7 監査の結果

福祉サービス公社の運営は、出資目的に沿って行われ、補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われており、かつ、公の施設の管理委託に係る事務も適正に行われており、また、その事業の実施状況及び経理状況等についても、適正に執行されているものと認められた。

消 防 本 部 公 告

金沢市消防出初式を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成16年12月21日

金沢市消防長 大 浦 春 賢

場所 彦三町交差点～むさし交差点～下堤町南交差点

日時 平成17年1月9日(日) 午前9時から午前11時まで

●正 誤

平成15年12月15日付け金沢市公報号外第46号の2

頁	箇 所	誤	正
6	上から1行目	第4号様式	様式第4号

平成16年(2004年)12月21日 印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)12月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
	印刷者	前 川 稔
定価 100円	印刷所	(株) 共 栄